

荒尾市防災情報伝達システム設備整備事業
公募型プロポーザル実施要領

平成30年12月
荒尾市

【目次】

1	目的	【1】
2	事業概要		
	（1）事業名	【1】
	（2）事業内容	【1】
	（3）選定方式	【1】
	（4）審査方法	【1】
	（5）履行期間	【1】
	（6）提案上限金額	【1】
	（7）契約方法	【1】
	（8）参加資格要件	【1】
	（9）共同企業体の参加資格要件	【2】
3	実施スケジュール概要（予定）	【3】
4	参加申込みについて		
	（1）参加申込み	【3】
	（2）参加表明書の提出について	【4】
	（3）参加辞退	【4】
5	質問等		
	（1）実施要領等に関する質問及び回答	【4】
6	提案書等及び参加資格要件確認書類について		
	（1）提案書等の提出	【5】
	（2）参加資格要件確認書類の提出	【6】
	（3）参加資格の合否及び喪失	【7】
	（4）提案書等及び参加資格要件確認書類の提出について	【8】
7	審査選考方法		
	（1）一次審査（書類審査）	【8】
	（2）二次審査（プレゼンテーション）	【8】
	（3）評価項目及び評価基準	【9】
	（4）その他	【9】
8	最優秀提案事業者の選定等		
	（1）審査会における評価	【9】
	（2）最優秀提案事業者の決定	【10】
	（3）最優秀提案事業者の採否通知	【10】
9	最優秀提案事業者の決定後手続		
	（1）最優秀提案事業者との交渉及び協議	【10】
	（2）契約手続	【10】
	（3）契約締結に至らない場合	【10】
	（4）免責	【10】
	（5）支払について	【10】
10	選定結果の公表		
	（1）最優秀提案事業者の決定後	【11】
	（2）契約締結後（議会の議決後）	【11】
11	遵守事項	【11】
12	留意事項	【11】
13	連絡先	【12】

荒尾市防災情報伝達システム設備整備事業 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本事業は、本市における災害対策への迅速化・的確化を図るため、防災情報伝達システム整備を目的とする。

については、高度な創造性、専門的な技術や経験を必要とし、公正かつ公平な方法で選定を行うために公募型プロポーザル方式を採用し、必要な事項を定めるものである。応募事業者においては、本実施要領の内容を踏まえ、技術提案書及び関連書類を提出するものとする。

2 事業概要

(1) 事業名

荒尾市防災情報伝達システム設備整備事業

(2) 事業内容

別紙「荒尾市防災情報伝達システム設備整備事業 要求水準書(以下「要求水準書」という。)」のとおり

(3) 選定方式

公募型プロポーザル

(4) 審査方法

別紙「荒尾市防災情報伝達システム設備整備事業 受託候補者決定基準書(以下「受託候補者決定基準書」という。)」による

(5) 履行期間

契約を締結した日の翌日から平成 33 年 2 月 26 日(金曜)まで

(6) 提案上限金額

558,800,000 円(消費税等を含む。)

※この金額は、契約金額の限度を示すものであり、契約金額とするものではない。

なお、見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合は失格とする。

(7) 契約方法

本プロポーザルで提出された提案書等に基づき、優先交渉権者と本市との間で契約内容の協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結する。

(8) 参加資格要件

本プロポーザルに関する参加資格を有するものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 本事業への参加については、単体又は共同企業体(以下「JV」という。)とする。

- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するものでないこと。
- ③ 公告日以前 2 年以内に暴力、賄賂その他違法行為による逮捕又は起訴経歴のないものであること。
- ④ 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成 24 年告示第 36 号）第 3 条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続を開始していないものであること。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納しているものでないこと。
- ⑦ 過去 5 年以内に、国又は地方公共団体が発注した防災情報伝達システム設備に係る基本構想などの基本設計及び実施設計の業務実績（出資比率 30%以上の JV を含む。）を有していること。業務実績においては、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
- ⑧ 過去 5 年以内に、国又は地方公共団体が発注した防災情報伝達システム設備における同種工事において同規模程度（5 億円程度）又はそれ以上の元請完工実績（出資比率 30%以上の JV を含む。）を有していること。実績においては、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
- ⑨ 管理技術者（設計）・監理技術者（工事）を専任で配置できるものであること。なお、当該配置する技術者は、本資格確認申請のあった日において、3 か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。
- ⑩ 監理技術者は、以下のいずれかの資格を有すること。
 - ・技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門-電気電子）
 - ・RCCM（電気電子部門）
 - ・第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士又は第一級陸上特殊無線技士、また、監理技術者は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条の監理技術者（電気通信工事）の資格を有すること。
- ⑪ 本事業を一括再委託しない者であること。
- ⑫ その他資格審査において不相当であると認められない者であること。

(9) 共同企業体の参加資格要件

前号「参加資格要件」に掲げる要件②から⑥まで及び⑪・⑫を全て満たす構成員により結成されたものとし、その結成方法は、2 者又は 3 者による自主結成とし、共同企業体協定書を締結していなければならない。

また、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

なお、代表事業者を 1 者決め、本市との連絡は代表事業者と行うこととする。

- ① 2 者以上の構成員により、任意に結成されたものであること。

- ② 構成員の出資比率は、次のとおりとする（出資比率型でない共同企業体の場合は、分担業務の比率が下記に準じること。）。
- ア 2者の場合 30パーセント以上
- イ 3者の場合 20パーセント以上
- ③ 共同企業体の代表事業者の出資比率が他の構成員の出資比率より大きいこと。
- ④ 構成員は、他の共同企業体の構成員以外で構成すること。また、当該構成員は単独でプロポーザルに参加していないこと。
- ⑤ 構成員のうち、1者以上は前項「参加資格要件」に掲げる要件⑦から⑩まで全てを満たすこと。

3 実施スケジュール概要（予定）

項 目	日 程
募集開始（プロポーザル公告）	平成30年12月27日（木曜）
参加表明書の提出期限	平成31年1月15日（火曜）
質問票の提出期限	平成31年1月21日（月曜）
質問に関する回答	平成31年1月25日（金曜）
参加辞退届の提出期限	平成31年2月1日（金曜）
提案書等及び 参加資格要件確認書類の提出期限	
参加資格の合否通知	平成31年2月21日（木曜）までに連絡
1次審査（書類審査）結果通知 及び二次審査の開催通知	平成31年2月21日（木曜）
2次審査 （プレゼンテーション）	平成31年2月26日（火曜）
審査結果通知	平成31年3月上旬～中旬予定
仮契約	平成31年3月中旬～下旬予定
本契約	平成31年3月中旬～下旬予定

4 参加申込みについて

（1）参加申込み

本プロポーザルに参加を希望する事業者においては、下記の関係書類を指定された期日までに提出すること。

- ① 参加表明書（様式第1-1号又は様式第1-2号）
- ② 会社概要書（最新のものを提出すること。パンフレット等の使用も可とする。）

(2) 参加表明書の提出について

ア 提出期限

平成31年1月15日(火曜) 午後5時まで

※提出した書類は、期限内のみ差し替えを可能とする。

※受付は土日祝日を除く開庁日のみとする。

イ 提出方法

参加表明書(様式第1-1号又は様式第1-2号)を作成し、会社概要書と併せて持参又は簡易書留(必着)で期日までに提出すること。

※電子メール、FAXによる提出は受け付けない。

ウ 提出先

熊本県荒尾市宮内出目390番地

荒尾市役所庁舎1階 ぐらしいきいき課 交通防災係

(3) 参加辞退

参加表明書を提出した後、参加を辞退する者は「辞退届」(様式第2号)に必要事項を記載の上、提出を行うこと。

ア 辞退届提出期限

平成31年2月1日(金曜) 午後5時まで

イ 提出方法

持参又は簡易書留(必着)で期日までに提出すること。

ウ 提出先

熊本県荒尾市宮内出目390番地

荒尾市役所庁舎1階 ぐらしいきいき課 交通防災係

5 質問等

(1) 実施要領等に関する質問及び回答

実施要領等に関する質問がある場合は、「質問及び回答票」(様式第3号)に内容を簡潔に記入の上、以下のとおり提出すること。

ア 質問票提出期限

平成31年1月21日(月曜) 午後5時まで

イ 質問方法

質問票を第13項「連絡先」へ電子メールに添付して送付すること。

※電子メールの件名は「【貴社名】プロポーザル質問票」とし、ワードデータのまゝ添付ファイルで送付すること(PDFなどへ変換しないこと。)

※電話連絡や訪問による口頭での質問、期限を過ぎた質問は一切受け付けない。

ウ 回答方法

平成31年1月25日(金曜)までに質問事業者名を伏せた上で、荒尾市ホーム

ページへ掲載を行い、それを回答とする。

6 提案書等及び参加資格要件確認書類について

(1) 提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者においては、下記の関係書類を記載された順に、指定された期日までに提出すること。また、提案書等の①、②、④及び⑤を1つの冊子として提出すること。

【提案書等】

- ① 提案申請書（様式第4号） 【正本のみ1部】
- ② 技術提案書（任意様式） 【正本1部、副本11部】
 - ・ A4判 40ページ以内とする。構成図等が必要と判断した場合、A3判の使用を認める。
 - ・ 表紙及び目次についてもページ数に含む。
 - ・ A3判ページは、A4判ページの2ページ分としてカウントする。
 - ・ 提案項目ごとでのページ数は制限しない。
 - ・ 提案する内容については、別紙「受託候補者決定基準書」を参照すること。
 - ・ 事業者名は正本のみに記載すること。
- ③ 事業費見積書（任意様式） 【正本のみ1部】
 - ・ 事業費見積書は封入し、のり付けして提出すること。
 - ・ 記載する金額については、総事業費（消費税等を含む。）、消費税等の額及び事業費（消費税等を除く。）を記載すること。
 - ・ 基本設計、実施設計及び整備費用については、それぞれの費用を内訳として記載すること。
 - ・ 事業者名は正本のみに記載すること。
- ④ 保守見積書（ランニングコスト）（任意様式）【正本1部、副本11部】
 - ・ 導入後1年間は瑕疵期間とし、その期間は原則無償の保守対応とする。
 - ・ 瑕疵期間終了後に発生する10年間の保守点検を前提に、それぞれ1年間ごとの保守費用（ランニングコスト）及び総保守費用（総ランニングコスト）を提出すること。なお、様式は自由とする。
 - ・ 記載する消費税率については、税率の引き上げを見込み、10年間及びそれぞれ1年間の保守費用（ランニングコスト）算出における消費税率は、全て10%にて算出を行うこと。
 - ・ スマートフォンアプリにおけるライセンスについては、5,000ライセンスをベースとして保守見積書（ランニングコスト）を算出し、将来的な使用者の増加を想定し、以下の数値における金額についても併せて提示すること。

a 10,000 ライセンス

b 20,000 ライセンス

- ・記載する金額については、総事業費（消費税等を含む。）、消費税等の額及び事業費（消費税等を除く。）を記載すること。
- ・事業者名は正本のみに記載すること。

⑤ その他添付書類（任意様式）【正本1部、副本11部】

- ・事業者名は正本のみに記載すること。

a 事業工程表

b その他説明に必要と判断される資料

(2) 参加資格要件確認書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者においては、参加資格要件確認のため、下記の関係書類を記載された順に、指定された期日までに提出すること。また、参加資格要件確認書類の①から⑯までを1つの冊子として提出すること。

【参加資格要件確認書類】

① 直近年度の決算資料

② 基本設計・実施設計実績説明書（様式第8号）

過去5年以内に防災情報伝達システム設備における基本設計又は実施設計業務に係る実績を記入し提出すること。契約金額の大きいものから順に記載し、記載した案件について契約書の写し及び契約内容が確認できる資料（テクリスの写し等）を添付すること。なお、業務が完了していない契約については記載しないこと。対象として記載する件数は最大5件とする。

また、設計・施工一括の実績については、設計と工事それぞれの実績に記載可能とする。

③ 工事施工実績説明書（様式第9号）

過去5年以内における防災情報伝達システム設備整備工事実績を記入し提出すること。契約金額の大きいものから順に記載し、記載した工事案件について契約書の写し及び契約内容が確認できる資料（コリンズ等の写し等）を添付すること。なお、工事が完了していない契約については記載しないこと。対象として記載する件数は最大5件とする。

また、設計・施工一括の実績については、設計と工事それぞれの実績に記載可能とする。

④ 配置予定技術者実績説明書（設計業務）（様式第10号）

配置予定者技術者の過去5年以内の防災情報伝達システム設備における基本設計及び実施設計に係る実績を「配置予定技術者実績説明書（設計業務）」に記入し、記載した業務について契約書の写し及び契約内容が確認できる資料（テクリスの写し等）を添付すること。なお、業務が完了していない契約

については記載しないこと。対象として記載する件数は最大5件とする。

また、設計・施工一括の実績については、設計と工事それぞれの実績に記載可能とする。

⑤ 配置予定技術者実績説明書（整備工事）（様式第11号）

配置予定技術者の過去5年以内の防災情報伝達システム設備整備工事実績を「配置予定技術者実績説明書（整備工事）」に記入し、記載した工事案件について契約書の写し及び契約内容が確認できる資料（コリンズの写し等）を添付すること。なお、工事が完了していない契約については記載しないこと。対象として記載する件数は最大5件とする。

また、設計・施工一括の実績については、設計と工事それぞれの実績に記載可能とする。

⑥ 配置予定技術者の資格

配置予定技術者の資格者証の写し及び雇用証明の写しを添付

⑦ 実験局の免許

自社が所有する実験局の免許がある場合は、免許の写しを提出すること。

⑧ 登録検査等事業者の証明

電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の規定に基づき、登録証の写し

⑨ 電気通信工事業の特定建設業証明

建設業法第3条第1項の規定に基づき、証明書の写し

⑩ 最新の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（電気通信工事）の写し

⑪ 滞納のない証明

「都道府県税及び地方法人税」、「消費税及び地方消費税」について滞納・未納がないことを証明する書面を提出すること。ただし、参加表明書を提出する日から前3か月以内に発行されたものに限る。

⑫ 誓約書及び役員名簿（様式第12-1号、様式第12-2号）

⑬ 賞罰に関する経歴書（任意様式）

（3）参加資格の合否及び喪失

本市は、参加資格要件確認書類を提出した者について、参加資格要件を満たしているか確認し、参加資格合格通知書（様式第5-1号）及び参加資格不合格通知書（様式第5-2号）にて通知を行う。参加資格合格通知書（様式第5-1号）を受領した時点で参加資格を有するものとする。

ただし、以下のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

- 本手続において、提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。

- ・工事の契約締結を行うまでの期間中に、第2項第8号「参加資格要件」に該当しなくなったとき。

ア 通知方法及び通知期限

平成31年2月21日（木曜）までに全ての参加申込み事業者に対し、事業者それぞれへ通知を行う。

(4) 提案書等及び参加資格要件確認書類の提出について

ア 提出期間

平成31年2月1日（金曜） 午後5時まで

※提出した書類は、期限内のみ差し替えを可能とする。

※受付は土日祝日を除く開庁日のみとする。

イ 提出方法

持参又は簡易書留（必着）で期日までに提出すること。

※電子メール、FAXによる提出は受け付けない。

ウ 受付場所

熊本県荒尾市宮内出目390番地

荒尾市役所庁舎1階 ぐらしいきいき課 交通防災係

7 審査選考方法

参加資格要件確認書類及び提案書等については、「荒尾市防災情報伝達システム設備整備事業プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）」にて審査を行うものとし、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション）の実施については、以下のとりとする。

(1) 一次審査（書類審査）

参加資格要件確認書類及び提案書等について、評価委員が書類審査を行い、二次審査（プレゼンテーション）対象事業者を3者程度選定し、プロポーザル一次審査結果通知書（様式第6-1号、様式第6-2号）にて通知を行う。

なお、参加表明した提案者が3事業者以内の場合は全て二次審査を実施する。

ア 結果通知

① 通知方法 : 郵送により通知

② 通知予定日: 平成31年2月21日（木曜）

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査（書類審査）で二次審査対象事業者として選定された者においては、次のとおり二次審査（プレゼンテーション）を実施し、評価委員が審査を行う。審査結果については、プロポーザル審査結果通知書（様式第7-1号、様式第7-2号、様式第7-3号）にて通知を行う。

ア 日時及び場所

- ① 実施場所 : 荒尾市役所
- ② 実施予定日 : 平成31年2月26日(火曜)
- ③ 時間 : 1事業者当たり60分程度
(準備5分、説明25分、質疑応答25分、予備5分)
- ④ 出席者 : 配置予定監理技術者等(4名以内)

イ 結果通知

- ① 通知方法 : 郵送により通知
- ② 通知予定日 : 平成31年3月上旬から中旬

ウ 注意事項

- ・プレゼンテーションの時刻、詳細な場所、留意事項等については別途通知する。
- ・プレゼンテーションでは、技術提案書に記載された事項についての説明及び質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーション当日の追加資料については受理しない。
- ・参加者の責によりプレゼンテーションに参加できなかった場合は、提案書等の内容について確認できないため、評価は行わない。
- ・プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは荒尾市にて準備する。パソコンその他説明に必要な機材については、参加者が用意する。
- ・プレゼンテーションの準備については、説明の開始時間までに行うこととし、開始時間を過ぎた場合は所要時間を含める。
- ・提出した提案書等の内容と著しく異なるプレゼンテーションについては評価の対象としない。
- ・指定した時間に遅れた場合は、失格となる場合がある。

(3) 評価項目及び評価基準

別紙「受託候補者決定基準書」による

(4) その他

審査の内容についての問い合わせには一切応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないこととする。

8 最優秀提案事業者の選定等

(1) 審査会における評価

審査会における評価に当たっては、次の算定方法によって提案価格及び技術評価を基に審査を行い、最優秀提案事業者を特定する。提案者の評価点数(小数点第1位まで算出し、小数点第2位以下切り捨て)が同点となった場合は、「技術評価」の評価が高い提案者を上位とし、「技術評価」の点数についても同点である場合は、審査会の協議により決定する。

<p>評価点数 = 技術評価に係る評価点数 + $\frac{\text{最も低い見積価格} \times 150}{\text{提案者の見積価格}}$</p> <p style="text-align: center;">【600 点満点】</p> <p style="text-align: center;">※小数点第 1 位まで算出（小数点第 2 位以下は切捨て）</p>

(2) 最優秀提案事業者の決定

市長は評価委員会の評価及び審査会の結果を踏まえ、最優秀提案事業者を決定する。

(3) 最優秀提案事業者の採否通知

二次審査（プレゼンテーション）対象事業者へは、プロポーザル審査結果通知書（様式第 7-1 号、様式第 7-2 号、様式第 7-3 号）により最優秀提案事業者の採否通知を行う。

9 最優秀提案事業者の決定後手続

(1) 最優秀提案事業者との交渉及び協議

決定した最優秀提案事業者との間において契約交渉を行い、契約交渉に際しては契約内容等の詳細について協議を行う。

契約締結における契約内容は、提案書等（プレゼンテーションにおける説明内容等を含む。）に基づくものとする。

(2) 契約手続

本事業における契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び荒尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 1 号）の規定により、議会の議決を要するため、最優秀提案事業者決定後においては、仮契約を締結し、議会の議決後に本契約となる。

(3) 契約締結に至らない場合

最優秀提案事業者との契約交渉の結果、契約締結に至らなかった場合は、評価委員会の評価及び審査会の結果を踏まえ、次点の者を最優秀提案事業者とし、この者との間において契約交渉を行うことができるものとする。この場合においては、最優秀提案事業者を次点最優秀提案事業者と置き換えて、上記（1）及び（2）を準用し契約交渉を行うことができるものとする。

(4) 免責

発注者は、当該議案が市議会で可決されなかった場合は、仮契約の相手方に対し、いかなる責任も負わない。

(5) 支払について

前払として平成 31 年度に契約金額の 10 分の 4 以内、中間前払として平成 32 年度に契約金額の 10 分の 2 以内、竣工払として平成 32 年度に契約金額から前払と中間前払をした残額を支払うことを予定とする。

ただし、支払方法については契約者と協議し変更することができる。

10 選定結果の公表

選定結果の公表においては、荒尾市ホームページにて次の事項を公表するものとする。

なお、電話による問い合わせには一切応じない。

(1) 最優秀提案事業者の決定後

ア 事業等の概要

- ① 件名
- ② 事業内容

イ 最優秀提案事業者の所在地並びに商号（名称）及び代表者氏名

(2) 契約締結後（議会の議決後）

ア 契約金額及び消費税等

イ 評価委員会及び審査会における審査の概要

ウ その他必要な事項

11 遵守事項

参加者は、次の事項を遵守しなければならない。参加者が遵守事項のいずれかに違反したとき、又は評価委員が不正な行為をしたと認めたときは失格とする。

- ① 契約の履行に当たり、故意に粗雑にし、又は品質もしくは数量について不正の行為があった場合
- ② 審査の公平性を害する行為があった場合
- ③ 関係法令等及び荒尾市契約規則（昭和39年規則第19号）に違反した場合
- ④ 正当な理由なく、提出期限を過ぎて書類等が提出された場合
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑥ 見積額が提案上限金額を超えている場合
- ⑦ 参加資格要件を満たさなくなった場合
- ⑧ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- ⑨ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合

12 留意事項

- ① 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる一切の費用は、参加者の負担とする。
- ② 本プロポーザルに係る全ての提出物は返却しないものとする。
- ③ 参加資格要件確認書類及び提案書等における提出期限後においては、その内容変更、差し替え及び再提出は認めないものとする。
- ④ やむを得ない事由等により、プロポーザルを実施することが困難な場合は、プロポーザルを中止又は延期する。この場合において、当該プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできないものとする。
- ⑤ 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

- ⑥ 審査等に対する異議申し立てはできないこととし、選定方法及び選考内容についての問い合わせにも応じないこととする。
- ⑦ 本プロポーザルの日程等に変更があった場合は、速やかに参加者へ通知するものとする。

13 連絡先

〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目 390 番地
荒尾市役所 市民環境部 ぐらしいきいき課 交通防災係
電話 0968-63-1395 FAX 0968-63-1956
Mail kurashi@city.arao.lg.jp